

保 健 相 談

動 向

平成12年度は、メンタルヘルスの指針が8月に公表され、すべての労働者に対する心のケアが強く求められるようになった。厚生労働省となり、職域と地域の連携が課題となってきた。「健康日本21」の国民運動としての取り組み、事業所での健康診断結果の事後措置、作業関連疾患等の取り組みである。このように生活習慣病への対応が重要な課題である。

保健相談では、心を重視した健康や、生活習慣病の予防等個人を重視したきめ細かい指導と、指導結果についても効果のあがる指導が求められるようになってきた。

I 保健相談事業

保健相談事業は、事業場や健康保険組合との契約によって行っている。保健相談の契約方式は、年間契約と短期契約である。年間契約は短期契約から年間契約に切り替えた1団体、短期契約は、新たに保健相談を導入した事業所が5団体、中止したのが3団体であった。新規契約の事業場は健康管理の充実のため、事後指導の保健相談を導入した2事業所と健康診断時に面接を導入した3事業場である。中止事業所の理由は、事業所の閉鎖に伴う中止と、健康管理事業の見直しに伴う2事業所であった。

1. 年間契約保健相談（7団体）

事業場の安全衛生管理体制や健康問題に応じて協力する。とくに産業医との連携、衛生管理者、看護職、衛生担当者、安全衛生委員会との相互理解を図り、衛生管理活動の推進に協力することを重視している。年間契約に短期契約を加え、健康管理の充実を目指した契約が増えている。

2. 短期契約保健相談（32団体）

健康診断の結果を基に、「心身の健康状態を確認する」「ライフスタイルを検討する」「健康づくりを設計する」ことを目的に、保健相談では生活習慣調査項目、時間、場所等設定している。とくに心身共の健康づくりを重視しており、健康に問題のある人が対象であるとの印象を労働者に与えない工夫が重要である。そのために健康診断時の全員面接方式を取り入れ、生活習慣病予防やメンタルヘルスへの対応を図る事業所が増えてきた。

II. T H P（トータル・ヘルス・プロモーション・プラン）

健康の保持増進を目指しており、保健、栄養、ストレス等について日常における保健行動のセルフコントロールを重視した健康指導である。一般定期健康診断結果の保健指導とT H Pの健康指導を組み合わせた事業場独自のT H Pが定着してきている。

今年から新たにT H Pステップアッププランの経営者健康づくり体験セミナー等の保健指導を実施した。

III. 協会施設内保健相談

(1) 精密総合健診

個人対応の充実と生活習慣病予防への対応を重視したドックを目指している。生活習慣調査結果と健診結果を結びつけた面接支援システムを活用した保健相談は定着した。当日は協会独自のアラカルトコースや、ドック結果から希望者に生活習慣病改善プログラムの紹介等を行なっている。

今年度は事業場の健康管理の一環として人間ドック受診時の機会を活用した、ストレスや生活習慣病予防を目的とした全員面接と事後指導を行なった事業所がある。

(2) 神奈川からがんをなくす会

会員の定期的な検査をフォロー等、会員の個別対応を重視している。

(3) 循環器外来・腎外来・女性クリニック・整形外科・糖尿病外来・生活習慣病外来等で、それぞれの健康問題に対応した保健相談を実施。

(4) 協会受診者への相談窓口の常設 672名

(5) 健康教育

従来実施してきた健康教育と生活習慣病改善プログラムに加え、個人を重視した個別健康教育が地域で実施される方針が出され、それに伴い、専門職を対象とした健康教育の依頼が増えた。

(6) こうゆう会（高血圧性疾患予防友の会）

「協会に事務局を置く団体」の項（P81）参照

関係の集計表は216～219頁に掲載